心理リハビリテイションの会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、心理リハビリテイションの会と称する。

(事務局)

第2条 この会は、当分の間事務局を九州大学人間環境学府附属総合臨床心理センターに置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この会は、心理リハビリテイションにおけるトレーナー、トレーニー、トレーニーの保護者および心理リハビリテイションに関係する者の協力により、心理リハビリテイションキャンプ、心理リハビリテイション訓練会などの活動についての連携、情報交換および親睦をはかり、心理リハビリテイションの発展と障害児・者をはじめ乳幼児から青年、成人および高齢者までの心身の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この会は、前条の目的を達成しるため、次の事業を行う。
- (1) 心理リハビリテイションに関する発表、講演等を行うと共に心理リハビリテイションに関係する者の相互連携と親睦を図るための全国大会の開催
 - (2) 心理リハビリテイションに関する研究、調査及び情報収集
- (3) 日本リハビリテイション心理学会との緊密な連携と協力
- (4) 心理リハビリテイションに係る諸外国の活動との連携と国際的な協力の推進
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 心理リハビリテイションに関心があり、本会の目的に賛同し、前条(1)に定める全国大会に参加した個人。

(会費等)

第6条 会費等は、第4条(1)に定める全国大会に参加した会員の参加費によって充て られる。

第4章 会員総会

- 第7条 会員総会は第4条(1)で定めた大会に参加した会員をもって構成する。
- 第8条 会員総会では、次の事項を報告する。
- (1) 役員選任の報告
- (2) 次回大会の報告
- (3) 会則変更の報告
- (4) その他 幹事会が必要とする事項

第5章 役員等

- 第9条 この会に、次の役員を置く。
- (1) 幹事 25名程度

- (2) 評議員 次の地区毎に5名から15名以内
 - ① 北海道・東北地区
 - ② 東海·北陸地区
 - ③ 関東・甲信越地区
 - ④ 関西地区
 - ⑤ 中国・四国地区
 - ⑥ 九州·沖縄地区
 - ⑦ アジア地区
- 2. 幹事のうち1名を会長とし、幹事会によって選任される。

(役員の選任)

- 第10条 幹事は、幹事会で推薦され、評議員会で承認される。
- 第11条 評議員は、幹事会で推薦され、評議員会で承認される。

(役員の任期)

- 第12条 幹事の任期は3年とする。
- 第13条 評議員の任期は3年とする。

名誉会長

- 第14条 この会に名誉会長を置くことができる。
- 1. 名誉会長は、この会に特別な功労のあった者で、幹事会の議決をもって推薦される。
- 2. 名誉会長の任期は定めない。

第6章 幹事会・評議員会

- 第15条 この会に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、すべての幹事をもって構成し、この会の目的を達成するように務める。
- 第16条 この会に評議員会を置く。
 - 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、幹事会の諮問によりこの会の目的を達成するように務める。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第17条 この会則は、幹事会の提案によって評議員会で承認され、会員総会での報告によって 変更される。

第18条 事務

本会に関わる事務は、事務局長が行う。事務局長は会長の指名により幹事会で承認される。

附則

- 1. この会則は、平成27年11月13日から施行する。
- 2. この会則は、令和3年6月1日から施行する。